

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 国定公園の公園事業の一部決定……………
- ……………（環境局自然環境部緑環境課）…
- 国定公園の公園事業の一部廃止……………
- ……………（同）…
- 国定公園の公園事業の一部変更……………
- ……………（同）…
- 都道の区域変更……………（建設局道路管理部路政課）…
- 公共海岸の指定……………（建設局河川部指導調整課）…
- 古物営業法による行政処分についての公開の聴聞……………
- ……………（同）…
- 古物営業法による行政処分についての聴聞……………
- ……………（同）…
- 消防相互応援協定の廃止……………
- ……………（同）…
- 消防相互応援協定の締結……………
- ……………（同）…
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………
- ……………（生活文化局都民生活部管理法人課）…
- ……………（同）…
- 特定非営利活動法人の認定……………
- ……………（同）…
- 特定非営利活動法人の仮認定……………
- ……………（同）…
- 仮特定非営利活動法人の仮認定の失効……………
- ……………（同）…

○ 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要（二件）……………（産業労働局商工部地域産業振興課）…

正誤

○ 平成二十八年三月二十五日付東京都人事委員会規則第十二号……………

○ 平成二十八年三月三十日付目次……………

告示

●東京都告示第八百五十四号

自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）第九条第二項の規定に基づき、明治の森高尾国定公園に関する公園事業の一部を決定したので、同条第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり告示する。

事業決定書及びこれらの事業の位置を表示した図面は、東京都環境局自然環境部及び八王子市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年四月十八日

東京都知事 外 添 要 一

公園事業の名称
及び種類
区域及び路線

金比羅台麓園地
八王子市高尾町（金比羅台麓）

小仏城山園地
八王子市裏高尾町（小仏城山）

高尾山索道運送施設
起点― 八王子市高尾町清滝
終点― 八王子市高尾町霞台

霞台動物園
八王子市高尾町（霞台）

大見晴博物館展示施設
八王子市高尾町（大見晴）

●東京都告示第八百五十五号

自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）第九条第二項の規定に基づき、明治の森高尾国定公園に関する公園事業の一部を廃止したので、同条第五項において準用する同条第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり告示する。

事業廃止書及びこれらの事業の位置を表示した図面は、東京都環境局自然環境部及び八王子市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年四月十八日

東京都知事 外 添 要 一

廃止した公園事業の名称及び種類
区域及び路線
告示

大見晴・仏舍利
起点― 八王子市高尾町（仏舍利塔下線道路（歩道））
終点― 八王子市高尾町（大見晴）

神変山園地
八王子市（神変山）

昭和四十三年東京都告示第九百九十三号

●東京都告示第八百五十六号

自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）第九条第二項の規定に基づき、明治の森高尾国定公園に関する公園事業の一部を変更したので、同条第五項において準用する同条第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり告示する。

事業変更書及びこれらの事業の位置を表示した図面は、東京都環境局自然環境部及び八王子市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年四月十八日

東京都知事 舛 添 要 一

一 東海自然歩道道路(歩道)事業(平成七年東京都告示第千八十一号)の変更

変更後の公園事業の名称及び種類

路 線

東海自然歩道道路(歩道) 起点 八王子市高尾町(清滝・国定公園境界)

終点

八王子市裏高尾町(小仏城山山頂・国定公園境界)

終点

八王子市裏高尾町(小仏城山北・国定公園境界)

終点

八王子市南浅川町(西高尾山麓線・西高尾線分岐)

起点

八王子市裏高尾町(二丁平東・歩道分岐点)

終点

八王子市裏高尾町(二丁平)

二 日影沢線道路(歩道)事業(昭和四十三年東京都告示第百九十三号)の変更

変更後の公園事業の名称及び種類

路 線

日影沢線道路(歩道)

起点

八王子市高尾町(日影沢出合・国定公園境界)

終点

八王子市裏高尾町(日影林道終点)

三 裏高尾溪流線道路(歩道)事業(昭和四十六年東京都

告示第千三百六号)の変更

変更後の公園事業の名称及び種類

路 線

裏高尾溪流線道路(歩道) 起点 八王子市裏高尾町(国定公園境界)

終点

八王子市裏高尾町(蛇滝口)

四 琵琶滝線道路(歩道)事業(昭和四十三年東京都告示第百九十三号)の変更

変更後の公園事業の名称及び種類

路 線

琵琶滝線道路(歩道)

起点

八王子市高尾町(高尾山頂周回線)

終点

八王子市高尾町(清滝山線)

起点

八王子市南浅川町(稲荷山線)

終点

八王子市南浅川町(琵琶滝線)

五 西高尾線道路(歩道)事業(昭和四十三年東京都告示第百九十三号)の変更

変更後の公園事業の名称及び種類

路 線

西高尾線道路(歩道)

起点

八王子市高尾町(大見晴)

終点

八王子市南浅川町(大垂水峠)

終点

八王子市南浅川町(西高尾山麓線)

六 西高尾山麓線道路(歩道)事業(昭和四十三年東京都告示第百九十三号)の変更

変更後の公園事業の名称及び種類

路 線

西高尾山麓線道路(歩道) 起点 八王子市南浅川町(国道二十号線)

終点

八王子市南浅川町(大平林道終点)

七 大見晴園地事業(昭和四十三年東京都告示第百九十三号)の変更

変更後の公園事業の名称及び種類

区 域

大見晴園地

八王子市(大見晴)

●東京都告示第八百五十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年四月十八日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月十八日

東京都知事 舛 添 要 一

一 路線名 淵上日野

二 変更の区間 八王子市滝山町一丁目八百八十七番十二地先から同所八百八十七番十地先まで

三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

都道淵上日野線区域変更略図
八王子市滝山町一丁目地内

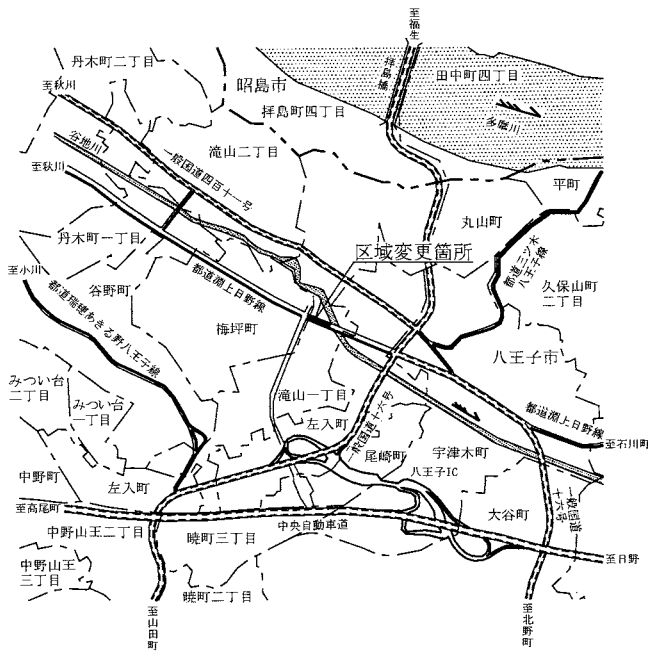
高速自動車国道・一般国道

都道

市道

編入区域

延長 一二五・三七メートル
面積 九二・六五平方メートル



八王子市

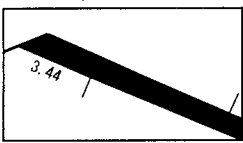
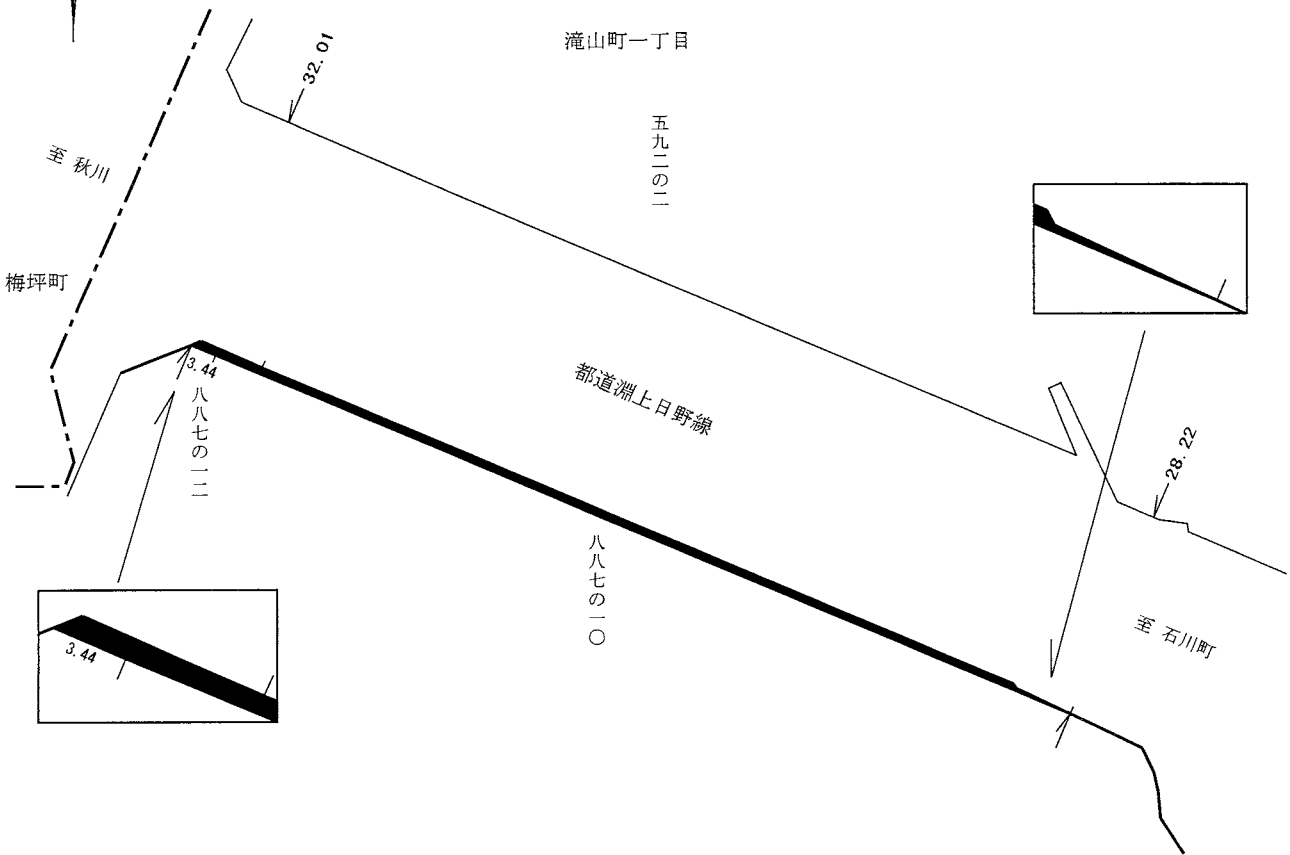
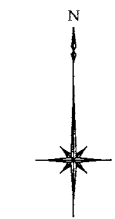
滝山町一丁目

五九二の二

都道淵上日野線

八八七の一〇

至石川町



●東京都告示第八百五十八号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第二条第二項の規定により、公共海岸としての水面の区域を次のとおり指定する。その関係図面は東京都建設局河川部及び東京都小笠原支庁に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年四月十八日

東京都知事 舩 添 要 一

一 海岸名

東京都小笠原村沖ノ島島の海岸

二 指定する水面の区域

海上保安庁が刊行する大縮尺海図に記載されている区域に囲まれた区域（図面参照）

告 示 (公)

●東京都公安委員会告示第144号

古物営業法（昭和24年法律第108号）第24条の規定による行政処分について、同法第25条第1項及び第3項の規定に基づき公開による聴聞を次により行う。

平成28年4月18日

東京都公安委員会

委員長 渡 邊 佳 英

記

1 日時

平成28年4月26日（火曜日） 午前10時開始

2 場所

千代田区霞が関二丁目1番1号 警視庁本部内 東京都公安委員会聴聞会場

3 被聴聞者の営業所の所在地及び名称

江戸川区西小岩一丁目27番23号

合同会社ユーロドイーターナショナル

●東京都公安委員会告示第145号

古物営業法（昭和24年法律第108号）第6条の規定による行政処分について、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項の規定に基づき聴聞を行う。

なお、被聴聞者の所在が判明しないため、行政手続法第15条第3項の規定により被聴聞者に対する通知は、この告示をもって代える。

平成28年4月18日

東京都公安委員会

委員長 渡 邊 佳 英

記

1 被聴聞者の営業所の所在地及び名称

豊島区池袋二丁目67番6-301号

東馬株式会社

2 日時

平成28年5月10日（火曜日） 午前10時開始

3 場所

千代田区霞が関二丁目1番1号 警視庁本部内 東京都公安委員会聴聞会場

4 聴聞に関する事務を所管する組織の名称及び所在地

東京都公安委員会（警視庁生活安全部生活安全総務課）

千代田区霞が関二丁目1番1号

5 その他

聴聞に関する事項を記載した書面は、被聴聞者から請求があればいつでもこれを交付する。

告 示 (消)

●東京消防庁告示第8号

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき東京消防庁と八潮市との消防相互応援協定及び東京消防庁と草加市との消防相互応援協定を次のように廃止した。

平成28年4月18日

東京消防庁

消防総監 高 橋 淳

東京消防庁 消防相互応援協定
八 潮 市

東京消防庁 消防相互応援協定（昭和41年3月）は、平成28年3月31日をもって廃止する。

平成28年3月30日

東京消防庁

消防総監 高 橋 淳

八 潮 市 市 長 大 山 忍

東京消防庁 消防相互応援協定
草 加 市

東京消防庁 消防相互応援協定（昭和42年2月）は、平成28年3月31日をもって廃止する。

平成28年3月30日

東京消防庁

消防総監 高 橋 淳

草加市
市長 田中和明

●東京消防庁告示第9号

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、東京消防庁と草加八潮消防組合との間における消防相互応援協定を次のように締結した。

平成28年4月18日

東京消防庁
消防総監 高橋 淳
東京消防庁消防相互応援協定
草加八潮消防組合

(総則)

第1条 消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき東京消防庁（以下「甲」という。）と草加八潮消防組合（以下「乙」という。）との消防相互応援は、この協定の定めるところによる。

(目的)

第2条 この協定は、火災等の発生の際、甲乙相互の消防力を活用してその被害を最小限に防止することを目的とする。

(応援)

第3条 相互応援の方法は、次のとおりとする。

(1) 普通応援

ア 別表第1に定める区域内に発生した火災等を受報又は覚知した場合は、応援側から1隊出場するものとする。

イ 別表第2に定める区域内に発生した災害を受報又

は覚知した場合は、別に定めるところにより出場するものとする。

(2) 特別応援

甲又は乙の管轄区域内に大火災、集団災害等が発生し、応援を必要とする場合は、前号の規定にかかわらず被災側の長の要請又は被災側の状況判断により応援するものとする。ただし、応援隊数等については、被災側において決定するものとする。

(連携)

第4条 応援出場隊は、防衛指揮その他について、被災側出場隊と緊密に連携を保つものとする。

(経費の負担)

第5条 応援のために要した経常的経費及び事故により生じた経費は、被災側の負担とする。

2 前項以外の経費は、被災側の負担とする。

(補則)

第6条 この協定に定めるもののほか、応援に関する必要な事項は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(疑義の決定)

第7条 この協定の運用について疑義を生じたときは、甲乙協議して決定するものとする。

(協定書の保管)

第8条 本協定を証するために正本2通を作成し、甲乙各1通を保管するものとする。

附 則

この協定は、平成28年4月1日から効力を生ずる。
平成28年3月30日

東京消防庁
消防総監 高橋 淳
草加八潮消防組合
管理者 田中和明

別表第1
普通応援出場区域

東京消防庁側の応援区域	草加八潮消防組合側の応援区域
草加市のうち 神明一丁目 住吉二丁目 住吉一丁目 高砂二丁目 高砂一丁目 中央二丁目 中央一丁目 吉町二丁目 吉町一丁目 吉町四丁目 吉町三丁目 吉町五丁目 吉町二丁目 瀬崎三丁目 瀬崎一丁目 瀬崎五丁目 瀬崎四丁目 瀬崎七丁目 瀬崎六丁目 谷塚二丁目 谷塚一丁目 谷塚三丁目 谷塚町のうち 谷塚二丁目 谷塚町のうち 谷塚三丁目 谷塚町のうち 谷塚四丁目 谷塚町のうち 谷塚五丁目 谷塚町のうち 谷塚六丁目 谷塚町のうち 谷塚七丁目 谷塚町のうち 谷塚八丁目 谷塚町のうち 谷塚九丁目 谷塚町のうち 谷塚十丁目 谷塚町のうち 谷塚十一丁目 谷塚町のうち 谷塚十二丁目 谷塚町のうち 谷塚十三丁目 谷塚町のうち 谷塚十四丁目 谷塚町のうち 谷塚十五丁目 谷塚町のうち 谷塚十六丁目 谷塚町のうち 谷塚十七丁目 谷塚町のうち 谷塚十八丁目 谷塚町のうち 谷塚十九丁目 谷塚町のうち 谷塚二十丁目 谷塚町のうち 谷塚二十一丁目 谷塚町のうち 谷塚二十二丁目 谷塚町のうち 谷塚二十三丁目 谷塚町のうち 谷塚二十四丁目 谷塚町のうち 谷塚二十五丁目 谷塚町のうち 谷塚二十六丁目 谷塚町のうち 谷塚二十七丁目 谷塚町のうち 谷塚二十八丁目 谷塚町のうち 谷塚二十九丁目 谷塚町のうち 谷塚三十丁目 谷塚町のうち 谷塚三十一丁目 谷塚町のうち 谷塚三十二丁目 谷塚町のうち 谷塚三十三丁目 谷塚町のうち 谷塚三十四丁目 谷塚町のうち 谷塚三十五丁目 谷塚町のうち 谷塚三十六丁目 谷塚町のうち 谷塚三十七丁目 谷塚町のうち 谷塚三十八丁目 谷塚町のうち 谷塚三十九丁目 谷塚町のうち 谷塚四十丁目 谷塚町のうち 谷塚四十一丁目 谷塚町のうち 谷塚四十二丁目 谷塚町のうち 谷塚四十三丁目 谷塚町のうち 谷塚四十四丁目 谷塚町のうち 谷塚四十五丁目 谷塚町のうち 谷塚四十六丁目 谷塚町のうち 谷塚四十七丁目 谷塚町のうち 谷塚四十八丁目 谷塚町のうち 谷塚四十九丁目 谷塚町のうち 谷塚五十丁目 谷塚町のうち 谷塚五十一丁目 谷塚町のうち 谷塚五十二丁目 谷塚町のうち 谷塚五十三丁目 谷塚町のうち 谷塚五十四丁目 谷塚町のうち 谷塚五十五丁目 谷塚町のうち 谷塚五十六丁目 谷塚町のうち 谷塚五十七丁目 谷塚町のうち 谷塚五十八丁目 谷塚町のうち 谷塚五十九丁目 谷塚町のうち 谷塚六十丁目 谷塚町のうち 谷塚六十一丁目 谷塚町のうち 谷塚六十二丁目 谷塚町のうち 谷塚六十三丁目 谷塚町のうち 谷塚六十四丁目 谷塚町のうち 谷塚六十五丁目 谷塚町のうち 谷塚六十六丁目 谷塚町のうち 谷塚六十七丁目 谷塚町のうち 谷塚六十八丁目 谷塚町のうち 谷塚六十九丁目 谷塚町のうち 谷塚七十丁目 谷塚町のうち 谷塚七十一丁目 谷塚町のうち 谷塚七十二丁目 谷塚町のうち 谷塚七十三丁目 谷塚町のうち 谷塚七十四丁目 谷塚町のうち 谷塚七十五丁目 谷塚町のうち 谷塚七十六丁目 谷塚町のうち 谷塚七十七丁目 谷塚町のうち 谷塚七十八丁目 谷塚町のうち 谷塚七十九丁目 谷塚町のうち 谷塚八十丁目 谷塚町のうち 谷塚八十一丁目 谷塚町のうち 谷塚八十二丁目 谷塚町のうち 谷塚八十三丁目 谷塚町のうち 谷塚八十四丁目 谷塚町のうち 谷塚八十五丁目 谷塚町のうち 谷塚八十六丁目 谷塚町のうち 谷塚八十七丁目 谷塚町のうち 谷塚八十八丁目 谷塚町のうち 谷塚八十九丁目 谷塚町のうち 谷塚九十丁目 谷塚町のうち 谷塚九十一丁目 谷塚町のうち 谷塚九十二丁目 谷塚町のうち 谷塚九十三丁目 谷塚町のうち 谷塚九十四丁目 谷塚町のうち 谷塚九十五丁目 谷塚町のうち 谷塚九十六丁目 谷塚町のうち 谷塚九十七丁目 谷塚町のうち 谷塚九十八丁目 谷塚町のうち 谷塚九十九丁目 谷塚町のうち 谷塚百丁目	足立区のうち 古千谷本町三丁目 古千谷本町四丁目 伊興本町一丁目 伊興本町二丁目 東伊興一丁目 東伊興二丁目 東伊興三丁目 東伊興四丁目 竹の塚一丁目 竹の塚二丁目 竹の塚三丁目 竹の塚四丁目 竹の塚五丁目 竹の塚六丁目 竹の塚七丁目 竹の塚八丁目 竹の塚九丁目 竹の塚十丁目 竹の塚十一丁目 竹の塚十二丁目 竹の塚十三丁目 竹の塚十四丁目 竹の塚十五丁目 竹の塚十六丁目 竹の塚十七丁目 竹の塚十八丁目 竹の塚十九丁目 竹の塚二十丁目 竹の塚二十一丁目 竹の塚二十二丁目 竹の塚二十三丁目 竹の塚二十四丁目 竹の塚二十五丁目 竹の塚二十六丁目 竹の塚二十七丁目 竹の塚二十八丁目 竹の塚二十九丁目 竹の塚三十丁目 竹の塚三十一丁目 竹の塚三十二丁目 竹の塚三十三丁目 竹の塚三十四丁目 竹の塚三十五丁目 竹の塚三十六丁目 竹の塚三十七丁目 竹の塚三十八丁目 竹の塚三十九丁目 竹の塚四十丁目 竹の塚四十一丁目 竹の塚四十二丁目 竹の塚四十三丁目 竹の塚四十四丁目 竹の塚四十五丁目 竹の塚四十六丁目 竹の塚四十七丁目 竹の塚四十八丁目 竹の塚四十九丁目 竹の塚五十丁目 竹の塚五十一丁目 竹の塚五十二丁目 竹の塚五十三丁目 竹の塚五十四丁目 竹の塚五十五丁目 竹の塚五十六丁目 竹の塚五十七丁目 竹の塚五十八丁目 竹の塚五十九丁目 竹の塚六十丁目 竹の塚六十一丁目 竹の塚六十二丁目 竹の塚六十三丁目 竹の塚六十四丁目 竹の塚六十五丁目 竹の塚六十六丁目 竹の塚六十七丁目 竹の塚六十八丁目 竹の塚六十九丁目 竹の塚七十丁目 竹の塚七十一丁目 竹の塚七十二丁目 竹の塚七十三丁目 竹の塚七十四丁目 竹の塚七十五丁目 竹の塚七十六丁目 竹の塚七十七丁目 竹の塚七十八丁目 竹の塚七十九丁目 竹の塚八十丁目 竹の塚八十一丁目 竹の塚八十二丁目 竹の塚八十三丁目 竹の塚八十四丁目 竹の塚八十五丁目 竹の塚八十六丁目 竹の塚八十七丁目 竹の塚八十八丁目 竹の塚八十九丁目 竹の塚九十丁目 竹の塚九十一丁目 竹の塚九十二丁目 竹の塚九十三丁目 竹の塚九十四丁目 竹の塚九十五丁目 竹の塚九十六丁目 竹の塚九十七丁目 竹の塚九十八丁目 竹の塚九十九丁目 竹の塚百丁目

大字伊勢野 大字大曾根 大字大原 大字木曾根の うち市道600号線以南 八 潮八丁目	水元二丁目 水元五丁目 東水元四丁目 東水元五丁 目 東水元六丁目 西水元 二丁目 西水元三丁目 西 水元四丁目 西水元五丁目 西水元六丁目
---	---

別表第2

自動車専用道路普通応援出場区域

東京消防庁側の応援区域 首都高速6号三郷線下り線 のうち 加平ランプから八潮南ラン プまでの草加八潮消防組合 の管轄区域	草加八潮消防組合側の応援区域 首都高速6号三郷線上り線 のうち 八潮南ランプから加平ラン プまでの東京消防庁の管轄 区域
---	---

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年四月十八日

東京都知事 舩 添 要 一

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年三月二日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人サークルズ
- 三 代表者の氏名
赤澤 正純

四 主たる事務所の所在地
東京都豊島区南池袋一丁目八番二十四ー一〇二号

五 定款に記載された目的
この法人は、学生と社会が真剣に協業する場を提供し、そこから生まれる有益な成長と成果を支援する事業を行うことにより、日本と世界経済の新しい広がりへ寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日
平成二十八年三月二日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 Branch Lab

三 代表者の氏名
村田 佐和加（村田 さわか）

四 主たる事務所の所在地
東京都昭島市玉川町四丁目五番六号

五 定款に記載された目的
この法人は、子どもが「育ちやすく」「育てやすい」日本を目指して、子ども期にふさわしい本物体験・経験づくりの大切さを老若男女に伝えていくことを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日
平成二十八年三月三日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人チーム橋守半兵衛

三 代表者の氏名
池田 隆明

四 主たる事務所の所在地

五 定款に記載された目的
この法人は、広く一般市民を対象として、地域協同による社会インフラの維持点検活動や、社会インフラを担う次世代人材育成などに関する事業を行い、地域の安全が確保された安心で豊かな社会生活の実現に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日
平成二十八年三月四日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人さくらサポートセンター

三 代表者の氏名
鎌田 健仁

四 主たる事務所の所在地
東京都台東区入谷二丁目三十六番十号

五 定款に記載された目的
この法人は、広く一般市民に対して、子どもの健全育成及び高齢者の生活支援に関する事業を通じて、地域福祉の増進と誰もが豊かに暮らせる社会の実現を目指し、もって広く公益に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日
平成二十八年三月四日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人日本文化・スポーツ振興会

三 代表者の氏名

<p>三 主たる事務所の所在地 東京都中央区銀座一丁目十四番五号 銀座ウイングビ</p> <p>二 代表者の氏名 高久 史磨</p> <p>一 名称 特定非営利活動法人日本がん臨床試験推進機構</p>	<p>四 主たる事務所の所在地 東京都世田谷区北島山一丁目五十二番十号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民を対象として、地域や学校において、日本舞踊・箏・尺八・三味線・茶道・華道・囲碁・将棋を体験、修得できる事業、成果発表会・鑑賞会を行う事業及び柔道・剣道をはじめとしたスポーツの場と指導者を確保し、地域にスポーツ文化を根付かせる事業を通じて、日本文化・スポーツの振興に努めることで、伝統文化の次世代への継承と活性化、健康寿命の伸長、国際交流に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>特定非営利活動法人の認定について 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。 平成二十八年四月十八日 東京都知事 舛 添 要 一</p>	<p>甲斐 圓治郎</p>
<p>特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第六十一条の規定により、仮認定特定非営利活動法人の仮認定が効力を失ったので、同法第六十二条において準用する同法第</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都港区北青山一丁目二番三号 青山ビル九階</p> <p>四 仮認定の有効期間 平成二十八年三月三十一日から平成三十一年三月三十一日まで</p> <p>二 代表者の氏名 宮内 義彦</p> <p>一 名称 特定非営利活動法人万年野党</p>	<p>ル北ウイング七階</p> <p>四 認定の有効期間 平成二十八年四月六日から平成三十三年四月五日まで</p> <p>特定非営利活動法人の仮認定について 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第五十八条第一項に規定する特定非営利活動法人の仮認定をしたので、同法第六十二条において準用する同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。 平成二十八年四月十八日 東京都知事 舛 添 要 一</p>	<p>五十七條第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。 平成二十八年四月十八日 東京都知事 舛 添 要 一</p>
<p>四 失効の理由 特定非営利活動促進法第五十八条第一項に規定する仮認定の有効期間が経過したため</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都港区赤坂九丁目六番二十八号 アルベルゴ乃木坂三〇七号</p> <p>二 代表者の氏名 中村 靖彦</p> <p>一 名称 特定非営利活動法人良い食材を伝える会</p>	<p>五 失効年月日 平成二十八年三月六日</p> <p>四 失効の理由 特定非営利活動促進法第五十八条第一項に規定する仮認定の有効期間が経過したため</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都中央区銀座四丁目十三番八号 ソフィアスクエア銀座八〇五</p> <p>二 代表者の氏名 田中 康嗣</p> <p>一 名称 特定非営利活動法人和塾</p>	<p>五十七條第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。 平成二十八年四月十八日 東京都知事 舛 添 要 一</p>

五 失効年月日

平成二十八年三月十三日

一 名称

特定非営利活動法人日本ファンドレイジング協会

二 代表者の氏名

鶴尾 雅隆

三 主たる事務所の所在地

東京都港区新橋五丁目七番十二号 ひのき屋ビル七階

四 失効の理由

特定非営利活動促進法第五十八条第一項に規定する仮

認定の有効期間が経過したため

五 失効年月日

平成二十八年三月十五日

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要に
ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八
条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る
意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり
意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成二十八年四月十八日

東京都知事 舛 添 要 一

一 店舗名 ニトリ世田谷用賀店

二 店舗所在地 世田谷区玉川台二丁目百九十番地一

三 設置者名 株式会社ニトリ

四 意見

ア 聴取者 世田谷区長

イ 概要

意見なし

ウ 收受日

平成二十八年三月二日

五 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課
(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間

平成二十八年四月十八日から同年五月十
八日まで。ただし、東京都の休日に関す
る条例(平成元年東京都条例第十号)に
定める休日を除く。

七 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。
ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名

(仮称) 糀谷駅前地区第一種市街地再開
発ビル

二 店舗所在地

大田区西糀谷四丁目千四百六十番

三 設置者名

糀谷駅前地区市街地再開発組合

四 意見

ア 聴取者

大田区長

イ 概要

意見なし

ウ 收受日

平成二十八年三月四日

五 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課
(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間

平成二十八年四月十八日から同年五月十
八日まで。ただし、東京都の休日に関す
る条例(平成元年東京都条例第十号)に
定める休日を除く。

七 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。
ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名

後樂園ショッピングセンター

二 店舗所在地

調布市調布ヶ丘二丁目十八番地一

三 設置者名

ニビック株式会社

四 意見

ア 聴取者 調布市長

イ 概要

意見なし

ウ 收受日

平成二十八年三月十一日

五 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課
(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間

平成二十八年四月十八日から同年五月十
八日まで。ただし、東京都の休日に関す
る条例(平成元年東京都条例第十号)に
定める休日を除く。

七 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。
ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名

タストンビル

二 店舗所在地

町田市原町田三丁目二番八号

三 設置者名

株式会社タストン

四 意見

ア 聴取者

町田市長

イ 概要

意見なし

ウ 收受日

平成二十八年三月二十五日

五 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課
(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間

平成二十八年四月十八日から同年五月十
八日まで。ただし、東京都の休日に関す
る条例(平成元年東京都条例第十号)に
定める休日を除く。

七 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。
ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要に
ついて

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八
 条第二項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る
 意見書の提出があったので、同条第三項の規定により次の
 とおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成二十八年四月十八日

東京都知事 外 添 要 一

一 店舗名 ニトリ東八三鷹店

二 店舗所在地 調布市深大寺八丁目三十三番地一ほか

三 設置者名 株式会社ニトリホールディングス

四 意見書

ア 提出者及び住所 団体

イ 概要

(ア) 駐車場出入口には、入出庫車両及び歩行者との事故防止等のため、交通誘導員を配置し適切な安全対策を講じること。

(イ) 隣接の土地を出入口として活用し、三鷹通りからの流入だけでなく、東八道路への通路を確保して交差点付近の交通円滑化を図ること。

ウ 収受日 平成二十八年三月二十八日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

六 縦覧期間 平成二十八年四月十八日から同年五月十八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

正 誤

○平成二十八年三月二十五日付東京都人事委員会規則第十
 二号

ページ一段一行 誤 正

増刊20 一〇 上 後から 一

職員の退職管理

職員の退職管理に係る規制違反行為についての任命権者への調査要求並びに任命権者が行う調査の報告要求及び意見陳述

○平成二十八年三月三十日付目次

ページ一段一行 誤 正

一 上 後から 一五

行政職給与表

行政職給料表

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号(代)

郵便番号
 113-0001